

## 第7章 安全管理

### 1 安全管理心得

給水装置工事における適正な施工を確保し、事故を防止するため、交通保安対策、現場の整理整頓、騒音防止等に努めなければならない。

#### 1.1 事故防止の基本事項

- 1) 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意する。
- 2) 工事用機械器具は操作を誤らないように使用する。
- 3) 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置等を講ずる。また、掘削部分に各種埋設物が露出する場合には、防護協定等を遵守して措置し、当該管理者と協議のうえ、適切な表示を行う。
- 4) 工事は、地下埋設物の有無を十分に調査するとともに当該埋設物管理者に立会を求める等その位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意する。
- 5) 材料等の運搬、積みおろしには、衝撃を与えないようていねいに扱い、歩行者や車両の通行に危険のないよう十分注意して行う。
- 6) 荷くずれのないよう十分な措置を講じる。
- 7) 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近する場合は、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しない。ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用する。
- 8) 工事用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずる。
  - (1) 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努める。
  - (2) 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電防止措置を行う。
  - (3) 仮設の電気工事は、電気事業法電気設備技術基準（昭47.1.26通産省令第6号）等に基づき電気技術者が行う。
  - (4) 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い正常な状態で作動させる。
- 9) 工事中、その個所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症防止規則」（昭49.9.30労働省令第42号）等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講じる。

#### 1.2 交通保安対策

工事施工中の交通保安対策については、当該道路管理者及び所轄警察署長の施工条件及び指示に基づき適切に交通保安を施工し、かつ、通行者等の事故防止に努める対策をとらなくてはならない。

#### 1.3 現場の整理整頓

工事現場の掘削土砂、工事用機械器具及び材料、不要土砂等の集積が交通の妨害、付近住民の迷惑又は事故発生の原因とならないようにそれらを整理し、又は現場外に搬出し、現場付近は常に整理整頓しておく。また、工事現場付近の道路側溝のつまり、堀への泥はね等がある場合は、速やかに清掃する。

#### **1.4 跡片付け**

工事完了時は当該工事現場の跡片付けを行うとともに、速やかに機械類、不要材料等を整理し、交通や付近住民の迷惑にならないようにする。

#### **1.5 騒音防止**

住宅地において騒音を発する機械類（ランマ、カッター、ブレイカ等）を使用する際は、付近住民の了解を得ることが望ましく、機械消音器の整備又は消音覆の使用等によりできるだけ騒音を軽減させる。

#### **1.6 その他**

作業中は、絶対に作業現場を離れることのないよう注意する。